

# 一般社団法人 日本健康相談活動学会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本健康相談活動学会と称し、英文では「Japanese Association of Health Consultation Activity」(略称：JAHCA)と表記する。

(目的)

第2条 当法人は、健康相談活動・健康相談における養護教諭の実践、養成教育および現職教育に関する研究と研修を行い、養護教諭としての資質・能力の向上並びに、健康相談活動・健康相談の学術研究の振興に努め、子どもたちの成長と発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び夏季セミナー並びに研修会の開催
- (2) 当法人の目的を達成するために必要な健康相談活動・健康相談に関する研究事業
- (3) 会誌等の発刊
- (4) 子ども健康相談士の資格に関する事業
- (5) その他、当法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を埼玉県坂戸市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか理事会及び監事を置く。

### 第2章 社 員

(社員の種別及び権利)

第7条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同する個人とし、次の社員及び学生社員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 社員 本会に入会し、所定の会費を納める個人

(2) 学生社員 本会に入会し、所定の会費を納める学生個人。ここでいう学生とは、大学及びこれらに準ずる学校に在籍し、養護教諭の職務である健康相談・健康相談活動を修める学生（大学院生を除く）をいう。

2 社員及び学生社員は、年次学術集会や会誌等を通じて研究を発表することができ、会誌等の配付を受ける。

#### (入社)

第8条 当法人への入社を希望する個人は、所定の会費を添えて、所定の入社申込書を理事長に提出し、承認を得るものとする。

#### (経費等の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、別に定める会費を納めなければならない。

3 退社する場合において退社年度を含めた未納分の会費を納付することとする。

4 既納の会費は、すべて返納しない。

#### (退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

#### (社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 2年以上会費を滞納したとき。

(2) 退社したとき。

(3) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 社員総会の決議で除名されたとき。

(5) 当法人が解散したとき。

#### (社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が第10条から第12条までの規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

3 役員たる社員が、社員資格を喪失したときは、役員たる地位を喪失する。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 社員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 入社の基準及び会費等の金額
- (7) 前各号のほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第17条 定期社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、理事の過半数の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長又は理事長に指名された社員がこれに当たる。理事長及び理事長に指名された社員に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第20条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議（一般法人法第49条第2項の決議）は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出して、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が社員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(決議の省略)

第24条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び社員総会で選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選定する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は原則として無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第33条 当法人には、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営に多大なる功績を修めた者を、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(3) 前二号の規定にかかわらず、当法人の発展に寄与すると思われる意見があれば、理事長に任意に述べること。

4 顧問の報酬は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

5 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会は年3回以上開催する。
- 3 理事会は次に掲げる場合に臨時に開催できる。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに代わる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長、出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名 又は記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 学術集会及び夏季セミナー

(学術集会及び夏季セミナーの開催)

第43条 当法人は、年1回学術集会及び夏季セミナーを開催する。

- 2 学術集会学会長及び夏季セミナー実行委員長は、社員の中から、理事長が指名する。
- 3 学術集会学会長及び夏季セミナー実行委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 学術集会学会長及び夏季セミナー実行委員長は、実行委員会を組織する。
- 5 学術集会及び夏季セミナーの開催方法等については、別に定める。

## 第7章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成、職務及び運営については、理事会の決議で定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するために、理事長の定めるところに事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事長が理事を含む社員の中から指名する。
- 3 事務局には、幹事若干名を置くことができる。
- 4 幹事は、事務局長が社員の中から指名する。

## 第9章 会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の理事会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2024年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事：三木とみ子、道上恵美子、芦川恵美、澤村文香、岩崎和子、中村直美、瀬口久美代、加藤晃子、河田史宝、畔柳まゆみ、外山恵子、宮本香代子、遠藤伸子、小林央美、鎌塚優子、齋藤千景、高田恵美子、大沼久美子、青木真知子、平川俊功

設立時監事：星埜京子、村上有為子

(設立時社員の氏名及び住所)

第55条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

三木 とみ子

道上 恵美子

大沼 久美子

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。